

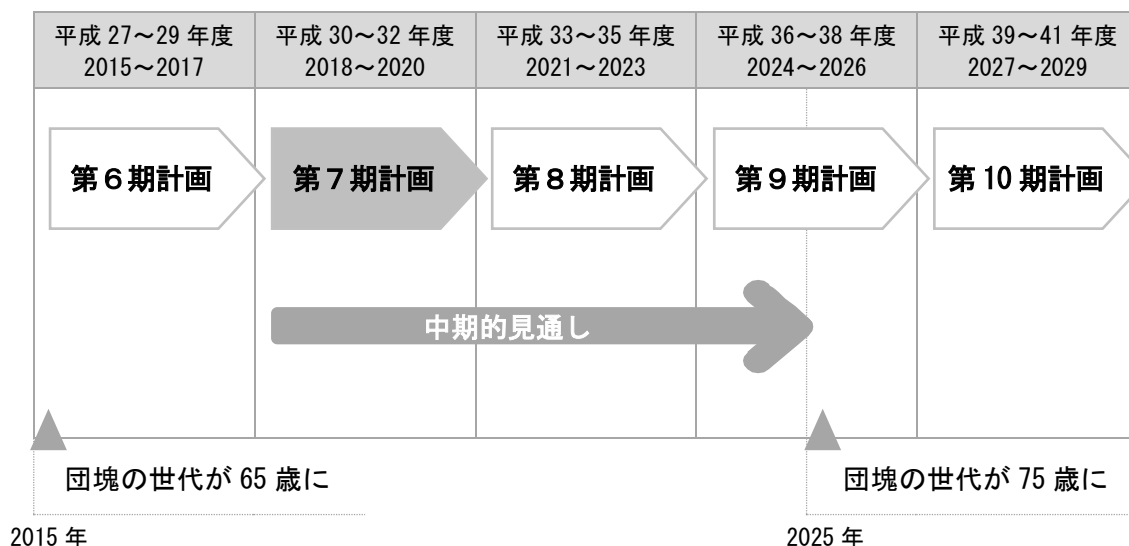
福生市介護保険事業計画（第7期） 答申（案）【概要版】

1 計画の目的と位置付け

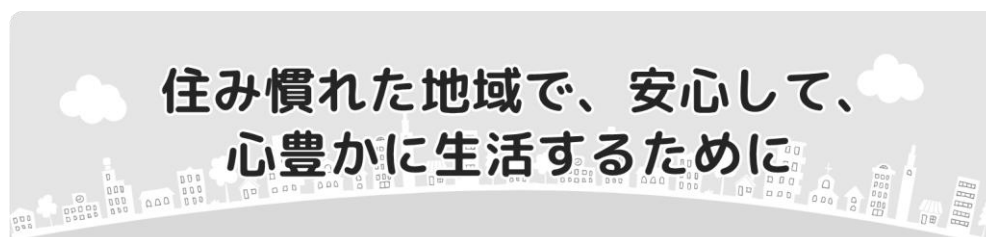
- ◇本計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「介護保険事業計画」として、平成27年度からの「福生市介護保険事業計画（第6期）」の運営状況を踏まえ、介護保険事業を円滑に実施・運営することを目的に策定します。
- ◇『福生市総合計画（第4期）』の分野別計画として策定します。
- ◇この計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）のサービス水準、給付費や保険料水準を見据えて、中長期的な視点に立った施策の方向性を定めるものです。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、同32年度において見直しを行うことを予定します。



3 計画の基本理念



4 / 第7期介護保険事業計画における市の取組の方向性

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた体制整備

高齢化のさらなる進行と要介護等認定者数の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化と推進を**目指します**。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として期待されており、地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、効果的かつ効率的な運営を行うため、体制の見直しを検討していきます。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、地域における医療・介護の連携を進めるとともに、在宅医療の一層の充実を図っていきます。

【施策】

- 地域包括支援センターの機能強化
- 関係団体等との連携体制の整備
- 庁内体制の整備
- 相談体制、苦情対応体制の整備

(2) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

高齢者の日常生活を支援するために、多様な主体による、地域の支え合いを通じた生活支援や見守り等のサービスの提供体制を充実します。

支援の担い手の発掘・養成やそのネットワーク化等を行うコーディネート機能を充実させ、支え合いの地域づくりを進めていきます。

また、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症初期集中支援チームの設置といった認知症を早期発見・診断・対応していく体制の強化など、医療・介護など地域の連携のもとで総合的な認知症施策を推進します。

【施策】

- 地域づくりを通じた介護予防の推進
- 在宅生活を支える介護基盤の整備
- 認知症施策の推進
- 在宅医療・介護連携の推進
- 支え合いの地域づくり
- 安心して住み続けられる住まいの確保
- 権利擁護事業の推進

(3) 市民参加と利用者の保護

介護保険制度が円滑に実施されるために、市民に信頼される、透明で開かれた事業運営を図るとともに、介護保険制度や各種サービス、相談窓口等の情報提供の充実を図り、必要な支援が必要な時に活用できるよう努めます。

また、低所得者の方の負担を軽減するために、保険料多段階設定、公費負担による保険料の軽減や、利用者負担が高額な方を対象とした特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費などにより軽減を実施します。

【施策】

- 情報開示と市民参加による事業運営
- 情報提供と介護保険制度の普及啓発
- 低所得者等への配慮

(4) サービス提供体制の充実と介護給付の適正化

高齢化のさらなる進行と要介護等認定者数の伸びを踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供を図るとともに、住み慣れた地域で、日常生活の支援や保健・医療・介護サービスを利用しながら暮らし続けることのできる居住の場の整備を図っていきます。

また、良質なサービスの提供が可能となるように、福祉人材の育成や支援を行い、介護サービス事業者への指導検査等、サービスの質の向上のための取組にも力を入れていくとともに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実を図ります。

【施策】

- サービス提供体制の充実
- 家族介護者の支援
- 介護給付適正化事業の推進
- 介護サービス事業所に対する実地指導及び集団指導の推進

5 / 介護保険給付費見込み額の推計と介護保険料の見込み

【標準給付費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
標準給付費	<u>3,940,910</u>	<u>4,366,991</u>	<u>4,850,860</u>	<u>6,153,532</u>
総給付費（一定以上所得者負担等の調整後）	<u>3,672,018</u>	<u>4,082,918</u>	<u>4,550,816</u>	<u>5,788,213</u>
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	<u>161,813</u>	<u>169,904</u>	<u>178,399</u>	<u>201,842</u>
高額介護サービス費等給付額	<u>91,479</u>	<u>97,425</u>	<u>103,757</u>	<u>142,157</u>
高額医療合算介護サービス費等給付額	<u>12,000</u>	<u>13,000</u>	<u>14,000</u>	<u>17,000</u>
算定対象審査支払手数料	<u>3,600</u>	<u>3,744</u>	<u>3,888</u>	<u>4,320</u>

【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
地域支援事業費	<u>204,588</u>	<u>220,149</u>	<u>237,021</u>	<u>345,628</u>
介護予防・日常生活支援総合事業費	<u>136,752</u>	<u>148,921</u>	<u>162,232</u>	<u>250,177</u>
包括的支援事業・任意事業費	<u>67,836</u>	<u>71,228</u>	<u>74,789</u>	<u>95,452</u>

【所得段階別第 1 号被保険者介護保険料の見込み】

所得段階	対象者	保険料率	保険料 年額
第 1 段階	生活保護被保護者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.50 <u>(0.45)</u>	<u>35,400 円</u> <u>(31,900 円)</u>
第 2 段階	市民税世帯非課税で第 1 段階に該当しない方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の方	基準額 ×0.70	<u>49,600 円</u>
第 3 段階	市民税世帯非課税で第 1 段階、第 2 段階に該当しない方	基準額 ×0.75	<u>53,100 円</u>
第 4 段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.85	<u>60,200 円</u>
第 5 段階 (基準段階)	市民税世帯課税で本人が市民税非課税で第 4 段階に該当しない方	基準額 ×1.00	<u>70,800 円</u>
第 6 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 ×1.15	<u>81,400 円</u>
第 7 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 125 万円未満の方	基準額 ×1.20	<u>85,000 円</u>
第 8 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	基準額 ×1.30	<u>92,000 円</u>
第 9 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額 ×1.50	<u>106,200 円</u>
第 10 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	基準額 ×1.65	<u>116,800 円</u>
第 11 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	基準額 ×1.80	<u>127,400 円</u>
第 12 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の方	基準額 ×1.95	<u>138,100 円</u>
第 13 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額 ×2.10	<u>148,700 円</u>
第 14 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	基準額 ×2.25	<u>159,300 円</u>

※第 1 段階の（ ）内は、公費による保険料軽減後の負担割合及び保険料額